

〔資料〕

最高裁において昭和二〇年代中葉に確定した死刑判決一覽

永 田 憲 史

一、紹介方法及び凡例

「死刑無期刑刑事事件判決集死刑編」刑事裁判資料（刑資）五六号上巻に掲載された死刑判決のうち、最高裁において昭和二〇年代中葉（一九五〇年前後）に確定した死刑判決を紹介することとしたい。

刑資五六号上巻二頁によれば、「本資料には報告のあつた該当事件を全部収録した考えであるが、あるいわ中には収録の洩れたものがあるのではないかと考えている」とのことであり、その可能性を払拭できないものの、昭和二〇年代中葉の死刑選択基準を分析する上でまとまった資料であるとしてこれに依拠した。

紹介方法及び凡例は、これまでに紹介した一覽と同様とした。被殺者数三名以上の事案、被殺者数二名、被殺者数一名の事案に分け、紹介することとした。被殺者数二名及び被殺者数一名の事案については、死刑選択基準を考察する上で重要であると考えたため、犯行の目的別に分類した。

事案の概要は、確定した判決の判決文によつた。審級間で量刑が異なつた事件については、できる限り、審級ごとに判示された

最高裁において昭和二〇年代中葉に確定した死刑判決一覽

量刑事情について紹介することとした。

《凡例》

【被殺者数—m 20 s—昭和二〇年代中葉における同一被殺者数・同一類型中の判決順】

m 20 s .. 昭和二〇年代中葉における判決

J .. 犯行当時少年

Li .. 無期懲役で服役後、仮出獄中の犯行

二、被殺者二名以上の事案

【8 m 20 s 1】 最判昭二四年八月一八日裁判集刑一三号二一七頁（大阪高判昭二三年一二月六日刑資五六号上卷八六六頁参照）

亡母が兄夫婦から虐待され死亡したと考える等の復讐の念から、兄夫婦及びその六名の子を手斧で斬り付けたり、両手で絞めたりして殺害した。

【4 m 20 s 1】 最判昭二四年四月三〇日公刊物未登載（仙台高判昭二三年一二月一一日刑資五六号上卷六七〇頁参照）

被告人三名。白米買入れの依頼主、同居していたその元妻、両名の子ども二人を七首で刺殺、金品を強取。頸部を刺すこと等の詳細な計画を謀議決定、落下傘用絹紐や七首を準備。共犯、主犯格が共犯の二名に犯行を提案し三名を刺殺、共犯者二名は兄弟。

【3 m 20 s 1】 最判昭二三年七月二九日裁判集刑三号四〇五頁（東京高判昭二二年一二月一一日刑資五六号上卷一五二頁参照）

叔母及び祖母から復員後定職に就かずに賭博等に耽つてゐることを咎められ、夕食や宿泊を拒否されたことを恨んで、一か月

後、叔母宅にあった藁打槌で叔母、祖母、女中を強打して殺害、衣類等を強取。叔母と祖母については殺害の計画性。

【31m20s12】 最大判昭二三年一月二七日刑集二卷一四号一九四四頁（東京高判昭二三年三月一五日刑資五六号上卷八〇四頁参照）

不倫相手の女性から、近く夫が復員するため関係を清算したいと主張され、そつけない態度をとられたことに嫉妬と憤慨の念を抱き、同女宅の新割用齧で同女とその子二名の頭部顔面を乱打して殺害。強盗の犯行に見せかけるべく、室内を掻き乱して金品を窃取。

【31m20s13】 最判昭二四年三月一九日公刊物未登載（名古屋高判昭二二年一月一七日刑資五六号上卷四〇〇頁参照）

被告人三名。一人目の被告人が闇ブローカーを青酸ソーダで殺害、金品を強取。被告人三名で高齢女性を絞殺、金品強取。一人目の被告人と二人目の被告人は、三人の共犯者とともに共犯者の知人宅に強盗に入って金品を強取、立ち去った後で飲用して死に至らしめようと薬缶のお茶の中に青酸ソーダを入れ、情を知らない被害者に飲用させて殺害。共犯、共犯者は他に二名が無期懲役、一名が懲役一五年。一人目の被告人は恵まれない環境で生育。

【31m20s14】 最判昭二四年六月三〇日公刊物未登載（札幌高判昭二三年一月二二日刑資五六号上卷九五〇頁参照）

賃金を賭博の借金返済に再び費消したことから、妻との婚姻及びその両親との養子縁組が破綻することを恐れ、いったんは服毒自殺をしようとしたものの、妻がその父親の乱暴狼藉に苦しめられることに思いを馳せ、自宅の鉞で妻の両親及び妻を強打して殺害。妻の父親の殺害について計画性。

【31m20s15】 最判昭二四年七月五日公刊物未登載（広島高判昭二四年三月一〇日刑資五六号上卷四五六頁参照）

畜牛を窃取しようとしたところ叫ばれたため、畜牛を強取しようと、女性、その母、その子とその場にあった木割用斧で殴打

最高裁において昭和二〇年代中葉に確定した死刑判決一覧

して殺害、金品を強取し、罪証隠滅のために被害者宅に放火して全焼させた。他に窃盗。妻子があることが同棲相手に露見して慰謝料を求められたことに窮しての犯行。

【31m20s16】 最判昭二五年二月三日公刊物未登載（東京高判昭二四年九月二二日刑資五六号上卷一〇二頁参照）

金銭を目的に自らを欺こうとしていると考え、知り合った女性三名を相次いで殺害、金品を強取。うち二名については、山林や竹林へ殺害のために誘い出す計画性。徴用中の無断離職で国家総動員法違反の前科。

三、被殺者二名の事案

(a) 身代金目的

なし。

(b) 保険金目的

なし。

(c) その他の利欲目的

【2c1m20s11】 最判昭二三年七月一四日裁判集刑三号二二五頁（広島高判昭二二年一月二五日刑資五六号上卷四八四頁参照）

船上で一名を拳銃で射殺、別の一名に銃弾を命中させた上で頭部を金槌で乱打して殺害、金員を強取。錨と鉄棒を重りとして海中に死体を遺棄。他に強盗、恐喝。強盗について拳銃を準備する等の計画性。共犯、共犯者を誘引、拳銃発射をいずれも実行、死体遺棄を指示、共犯者は二名が懲役一年、一名が懲役一〇月。自動車取締令違反による罰金前科。

【2c・m20s・2】 最判昭二三年九月四日公刊物未登載（大阪高判昭二三年三月五日刑資五六号上卷二八八頁参照）

借財を申出ることができず、路上で知人女性の頭部を近くにあつた鉄棒で殴打して殺害、金品を強取。犯行発覚を防ぐため、同女の留守番をしていた女性を連れ出して同様に殺害。知人女性の殺害について、人気のないところに連れ出す計画性。

【2c・m20s・3】 最判昭二三年一〇月二一日刑集二卷一〇号一三六六頁（福岡高判昭二三年一月二七日刑資五六号上卷五一八頁参照）

物色中に誰何されたため被害者夫婦を所携の手斧で斬り付け、所携の短刀で刺突して殺害、金品を強取。強盗について、手斧と短刀を準備する計画性。

【2c・m20s・4】 最判昭二三年一二月一六日裁判集刑六号二八一頁（福岡高判昭二三年五月八日刑資五六号上卷五〇二頁参照）

強盗の被害者宅に再度侵入したところ、発見されて立ち向かわれたため、被害者を布団と細紐で縛った上で金槌で殴打し殺害、その妻を棍棒で強打した上で猿轡をかませる等して窒息させて殺害、財物を強取。他に強盗強姦、住居侵入。共犯、殴打等は被告人が実行。窃盗の前科三回、服役中の逃走歴あり。幼い頃に母と死別、父が行方をくまらず。

【2c・m20s・5】 最判昭二四年二月八日公刊物未登載（高松高判昭二三年九月二八日刑資五六号上卷七四四頁参照）

母の妹の内縁の夫宅で櫂の丸太で内縁の夫とその長女を乱打して殺害、母の妹とその長男に治療日数が予測できない瀕死の重傷を与え、金品を強取。もともと窃盗の計画性。屠場法違反の前科。

【2c・m20s・6】 最判昭二四年二月二二日公刊物未登載（大阪高判昭二三年七月六日刑資五六号上卷二四六頁参照）

金銭の援助を得ていた元部下の母を両手で絞殺、その子を所携の革帯で絞殺、元部下夫婦を同宅にあつた手斧で斬り付け、頭部切創等の傷害を与える強盗殺人未遂。元部下一家全員を殺害しようとする計画性。

【2c-m20s-7】 最判昭二四年二月二四日公刊物未登載（東京高判昭二三年六月七日刑資五六号上卷四八頁参照）

侵入窃盜の物色中に家人女性に気付かれたため、被害者宅にあった斧で頭部に打撃を加えて殺害。同女の夫の顔面に打撃を加え、呻き声がやまないため頭部にも打撃を加えて殺害、金品を強取。共犯、共犯者を窃盜の事情を明かさずに連れ出す。他に住居侵入、窃盜。いずれも、復員後に浮浪生活をして金銭に窮していた中での犯行。

【2c-m20s-8】 最判昭二四年三月三日裁判集刑八号六一頁（仙台高判昭二三年九月七日刑資五六号上卷六四四頁参照）（J3-3）

博労をその場にあつた手拭で絞殺、同人の内縁の妻をその場にあつたタオルで絞殺、金品を強取。強盜について計画性。共犯、強盜を提案、現場で強殺を提案、博労の殺害を実行。犯行当時一九歳五か月。

【2c-m20s-9】 最判昭二四年四月九日公刊物未登載（福岡高判昭二三年三月三〇日刑資五六号上卷六〇六頁参照）

人気のない道にブローカーを誘き出して拳銃で射殺、小切手等を強取。金員を貸した相手方が一部返済のために振り出した小切手を紛失したことを取立ての協力者に難詰されたため、拳銃で射殺。私文書偽造、同行使、公正証書原本不実記載、同行使、詐欺の前科。

【2c-m20s-10】 最判昭二四年五月二八日刑集三卷六号八七三頁（大阪高判昭二三年一月九日刑資五六号上卷三三〇頁参照）

農家に押入ったものの、同家の父母が騒ぐなどしたため逃走しようとしたところ、長男及び次男に追跡され逮捕されそうになり、日本刀で刺突して殺害。仮出獄中の犯行。他に強盜傷人、強盜。凶器を準備する計画性。共犯、共犯者に誘引される。窃盜、戦時窃盜の前科。

【2c-m20s-11】 最判昭二四年五月三二日公刊物未登載（福岡高判昭二二年一月一三日刑資五六号上卷五八六頁参照）（J

高齢の夫婦を薪割用斧で斬り付けて殺害、財物を強取。薪割用斧を準備する計画性。生来粗暴、家業精励せず、盜癖、淋病に罹患して治療費捻出に苦しむ。犯行当時一八歳一〇か月。

【2c·m 20 s·12】 最判昭二四年六月四日裁判集刑一一号五七頁（大阪高判昭二三年一月九日刑資五六号上卷三五六頁参照）

被告人二名。隠退蔵物資の売却を口実に山道に誘き寄せ、一名を所携の金槌で強打して殺害、一名を所携の金槌で強打して麻紐で頸部を強扼して殺害。催眠剤で昏睡させた上で心臓に針を打ち込んで殺害しようと催眠剤と木綿針を購入したものの、飲酒により熟睡していたため、殺害された被害者の金品を強取。金主の物色、殺害地点の下検分、金槌釘と麻紐の用意等の計画性。共犯、金槌で強打したのは被害者二名ともに一人目の被告人、麻紐での強扼は被告人二名の共同。リングの仕入れに失敗する等して借財に苦しんだ上の犯行。

【2c·m 20 s·13】 最判昭二四年六月四日裁判集刑一一号六五頁（仙台高判昭二三年一月一六日刑資五六号上卷七〇〇頁参照）

土地について係争中であつた住居に侵入して米を窃取した際に逮捕されそうになつたため、家人の姉妹を所携の鉞で殴打した上で所携の短刀で刺殺。発見された場合は殺害する意図で鉞と短刀等を準備する計画性。

【2c·m 20 s·14】 最判昭二四年六月四日裁判集刑一一号一〇七頁（福岡高判昭二三年九月二一日刑資五六号上卷五五〇頁参照）

革製バンドの先端を金具に通して輪型にしたものをたまたま行き会つた被害者の首にかけて仮死状態にし、財物を強取して満潮時に水中に覆没させ溺死させた。共犯者とともに高齢女性二人暮らしの家に忍び込み、誰何されたため二人を縛つて長持に入れ、財物を強取、一名を窒息死させ、一名について重傷を負わせる。窃盜について計画性、発見されれば長持に入れて強取することを計画、相談、紐を準備。共犯、共犯者は控訴審で無期懲役が確定。

【2c-m20s-15】 最判昭二四年七月一三日刑集三卷七号一三〇四頁（広島高判昭二三年六月二九日刑資五六号上卷四六六頁参照）

被告人二名。柑橘出荷組合の幹部二名を山中に誘い込んで、一名に短小銃を命中させた上、七首で腹部を刺突し殺害、別の一名を短小銃の銃身で頭部を乱打、小刀で刺突し殺害、金員を強取。他に強盗。犯行場所を検討、短小銃、小刀、拳銃、七首等を準備するなど計画性高い。共犯。

【2c-m20s-16】 最判昭二五年二月二日裁判集刑一六号二九一頁（名古屋高判昭二四年七月一三日刑資五六号上卷四三〇頁参照）

共犯者の知人の妻から金員を強取しようとしたところ騒がれたため、所携の刺身包丁で刺殺、同女の母も同様に刺殺、財物を強取。他に窃盗三件。強盗について共謀、刺身包丁を準備する計画性。共犯、共犯者は懲役七年。無断欠勤による国家総動員法違反の前科二回（うち一回は執行猶予）。

【2c-m20s-17】 最判昭二五年四月一八日公刊物未登載（東京高判昭二四年九月二二日刑資五六号上卷一一六頁参照）
賭博で金銭を失ったため、多額の金品を有する女性宅に押し入り、手拭いで絞頸、七首や銃剣で咽喉部を刺突して殺害、金品を強取。共犯、共犯者三名を誘因。犯行内容を協議決定する等の計画性。他に銃砲等所持禁止令違反。

【2c-m20s-18】 最判昭二五年五月九日公刊物未登載（東京高判昭二四年一〇月二六日刑資五六号上卷六八頁参照）
被告人二名、控訴を取下げて死刑が確定した共犯者が他に一名。青果商を殺害して金品を強取しようと、被害者宅に侵入してハンマーで青果商の子二人を強打して殺害、青果商の夫婦とその子一人に重傷を負わせ、金品を強取。凶器のハンマーを用意する等の計画性。一名の被告人は他に二件の窃盗。

【2 c i m 20 s i 19】 最判昭二五年五月一八日公刊物未登載（東京高判昭二四年一月二四日刑資五六号上卷二二四頁参照）

借財のため、知人女性を訪ねたものの不在で同女の妹の勧めで宿泊した折、金品を強取することを決意し、同宅のゲートルで同女の妹を緊縛したところ、その子が泣きやまないため、同宅の手拭いで絞殺。犯行発覚を防ぐため、同宅の日本刀で刺殺、衣類等を強取。他に横領。次男の療養費で困窮。

【2 c i m 20 s i 20】 最判昭二五年六月二三日裁判集刑一八号三〇五頁（大阪高判昭二三年二月二四日刑資五六号上卷二六二頁参照）

信用組合事務所と誤信して町役場に押入り、小使を縛ろうと威嚇のため処刑の拳銃を発砲したところ逃げられそうになったため、射殺。製薬会社から砂糖類を強取した際、遭遇した警察官一名を所携の拳銃で射殺、別の一名に重傷を負わせた強盗殺人未遂。拘置所から逃走しようとした際に看守から入手した拳銃を発射して別の看守を射殺しようとした殺人未遂。他に強盗九件、窃盗四件、恐喝、加重逃走未遂。共犯、共犯者は、無期懲役等。窃盗等の三回の前科。

【2 c i m 20 s i 21】 最判昭二五年六月三〇日公刊物未登載（名古屋高判昭二四年一〇月二九日刑資五六号上卷四一八頁参照）

金品物色中に家人に誰何され頭部を殴られたため所携の貝裂きで高齢の男女を刺殺。他に窃盗。保釈中の犯行。貝裂きを購入する計画性。共犯、共犯者は懲役三年が二名、懲役二年が一名。窃盗の前科。

【2 c i m 20 s i 22】 最判昭二五年七月二八日公刊物未登載（福岡高判昭二四年六月二七日刑資五六号上卷五九六頁参照）

船上で高齢男性とその内縁の妻を行李綱で絞殺、金品を強取、海中に死体遺棄。行李綱を準備する計画性。共犯、強盗の犯行を誘引、共犯者が強盗殺人を提案。窃盗と詐欺の前科。

【2 c i m 20 s i 23】 最判昭二五年一〇月三一日公刊物未登載（東京高判昭二五年二月一四日刑資五六号上卷三六頁参照）

情人の事業を支える姉の立場をよくすることなどを目論んで、知人女性に借財を申込んだものの応じられなかったため、所携のハンマーで頭部を乱打して殺害、財布等を強取。帰宅してきた同女の子を同様に殺害して衣類等を強取。他に窃盗、この窃盗で起訴されて保釈中の犯行。強盗のためハンマーを持参する計画性。

(d) 性的目的

なし。

(e) 愛憎ほか

【Zeim20s11】 最判昭二四年二月九日刑集三卷二号一三〇頁（福岡高判昭二二年一月一五日刑資五六号上卷九一八頁参照）

弟夫婦の冷淡な扱いに憤懣を抱き、弟の妻の兄宅で所携のピッケルで殴打して脳挫傷を負わせ弟の妻の兄とその妻を殺害。弟夫婦の殺害について、ピッケルを持参する計画性。

【Zeim20s12】 最判昭二四年二月一五日公刊物未登載（大阪高判昭二四年二月一五日刑資五六号上卷三八六頁参照）（丁212）

就労せず金遣いが荒いと母から難詰されたのは告げ口されたからだと逆恨みして、女性宅に侵入して台所にあった出刃包丁で刺殺、同女の子どもをその場にあつたタオルで絞殺、財物を強取。犯行当時一八歳五か月。

(f) 拳銃奪取目的

なし。

(x) その他

なし。

四、被殺者一名の事案

(a) 身代金目的

なし。

(b) 保険金目的

なし。

(c) その他の利欲目的

【1c-m20s-1】 最判昭二三年九月七日裁判集刑四号五頁（福岡高判昭二二年七月一五日刑資五六号上卷五六二頁参照）

闇商売をしている者を人気のない場所に誘き出し、匕首で刺突、ハンマーで乱打して殺害、金員を強取。強殺の手段方法について相談を重ね、匕首、スコップ、吠を準備する計画性。共犯、共犯者を誘引。

【1c-m20s-2】 最判昭二三年一月二日裁判集刑五号二二頁（福岡高判昭二三年三月二六日刑資五六号上卷五二四頁参照）

漁船購入の依頼人を船上で所携の斧で斬り付けて殺害、金品を強取、死体遺棄。依頼人の朋輩を船上で殺害しようとしたものの、未遂。賭博の罰金前科二回。賭博による借金の返済に窮しての犯行。

【1c-m20s-3】 最判昭二四年一月二五日公刊物未登載（大阪高判昭二三年七月五日刑資五六号上卷三七六頁参照）

古着商を山腹の道で待ち伏せ、所携の拳銃を発射、拳銃の銃把で頭部を殴り付け、所携の小刀で頸部を切って殺害、金員を強取。拳銃を準備する等の計画性。共犯、犯行を誘引。

【1c-m20s-4】 最判昭二四年二月八日裁判集刑七号一九五頁（広島高判昭二三年七月三十一日刑資五六号上卷四九四頁参照）

元下宿先で高齢女性をアイロン用コードで絞殺、金品を強取。窃盗の際に発見されれば殺害することを謀議する計画性。共犯、共犯者は無期懲役が控訴審で確定。

【1c-m20s-5】 最判昭二四年三月三日裁判集刑八号三五頁（福岡高判昭二三年九月二日刑資五六号上卷五三六頁参照）

庵寺の高齡女性を手斧で斬り付け、殺害するとともに、金品を強取。窃盗の前科四回、仮出獄中の犯行。

【1c-m20s-6】 最判昭二四年三月二九日裁判集刑八号四〇九頁（東京高判昭二三年五月二五日刑資五六号上卷五八頁参照）

借金返済のためにハムブローカーを両手及び細紐で絞殺、ラジオ受信機等を強取。当初は睡眠薬を用いた昏睡強盗を計画。共犯、共犯者二名を誘引、共犯者は被告人の債権者で強盗により弁済を受けられるとして関与、実行行為も担い、無期懲役。復員後、闇屋としてうまくいかず、金遣いが荒くなったこともあって借金をし、返済に窮した上の犯行。

【1c-m20s-7】 最判昭二四年四月二日裁判集刑九号一頁（東京高判昭二三年三月一三日刑資五六号上卷八〇頁参照）

金銭に困って誘い出した被害者を路上で金槌で強打して殺害、金品を強取、馬鈴薯畑に死体遺棄。当初は砂糖を売却することで金員を詐取することを企図。金槌を用意する等の計画性。窃盗の前科。

【1c-m20s-8】 最判昭二四年四月二三日刑集三巻五号六三二頁（東京高判昭二三年一〇月二一日刑資五六号上卷一四二頁

参照）

結婚の費用を工面するのに腐心していたところ、たまたま見かけた女性から人気のない松林で金品を強取、その後、同女の畏怖に乗じて強姦、同女の襟巻や細紐で絞殺。強盗殺人未遂の前科。

【1 c i m 20 s i 9】 最判昭二四年四月二六日公刊物未登載（大阪高判昭二三年一〇月二七日刑資五六号上卷三二四頁参照）

自転車であまたま通行した五〇歳代男性を転倒させ、所持の唐鍬で頭部を強打し、これによる気胸により被害者を死亡させた。凶器を準備する計画性。共犯、共犯者を勧誘。他に強盗傷人、窃盗。殺人予備の前科。

【1 c i m 20 s i 10】 最判昭二四年五月七日刑集三卷六号六九九頁（大阪高判昭二三年一二月二四日刑資五六号上卷二五六頁参照）

かつて勤務していた卸貿易商の一家が不在のうちに米を盗み出そうとしたところ、同人の子が留守番をしていたため、同人家の手斧で同人の子の頭部を斬り付けて殺害、金品を強取。勤務中の横領で解雇された後に再度雇用された経験あり。二度目の雇用の際、ほとんど給料をもらえなかったとして復讐の意図も。

【1 c i m 20 s i 11】 最判昭二四年六月七日刑集三卷七号九五三頁（東京高判昭二四年三月一日刑資五六号上卷二一六頁参照）

闇屋をする中で知り合ったブローカーが多額の蓄財をしていると考え、衣類等を売却すると偽って連れ出し、薪割で頭部を強打して殺害、金品を強取。薪割を事前に購入する等の計画性。

【1 c i m 20 s i 12】 最判昭二四年六月二八日公刊物未登載（仙台高判昭二二年六月二八日刑資五六号上卷六二八頁参照）

賭博で知り合った男性を玄能で強打して殺害、同人家付近にあった棒杭で同人の妾を強打して重傷を負わせ、金品を強取。強盗のために玄能を準備する計画性。窃盗で執行猶予の前科、執行猶予中の犯行。

【1 c i m 20 s i 13】 最大判昭二四年六月二九日裁判集刑一 一号五九一頁（仙台高判昭二三年五月二九日刑資五六号上卷六五四頁参照）

自宅を訪れた行商女性を唐鍬で殴打し、藤製背負い縄で絞殺、金品を強取、自宅裏の穴に死体遺棄。賭博による借財に窮しての犯行。

【1 c m 20 s 14】 最判昭二四年七月二日裁判集刑一二号四九頁（大阪高判昭二四年一月二五日刑資五六号上卷三三八頁参照）

被告人二名。桐油の売却を口実に山道に誘き寄せ、一人目の被告人が所携の刺身包丁で刺殺、二人目の被告人が所携の鉄丸棒で頭部を乱打して重傷を負わせ、金品を強取。凶器の準備、計画の謀議を重ねる計画性。共犯、当初は懲役一五年となった共犯者が手付金の詐取を提案、二人目の被告人が反対したところ一人目の被告人が強殺を提案、共謀、二人目の被告人らが犯行を取りやめようとしたところ、一人目の被告人が憤激して犯行を強く推進。

【1 c m 20 s 15】 最判昭二四年七月一二日刑集三巻八号一二四九頁（名古屋高判昭二三年一月二一日刑資五六号上卷四四四頁

参照）

強盗の目的で所携の短刀で男性を刺殺、同人の内縁の妻を絞扼するも未遂。他に強盗予備。手筈を謀議、凶器を準備する計画性。共犯、共犯者を誘引、殺害が未遂に終わった共犯者は懲役一二年、懲役一年六月。横領が発覚して百貨店を退職。

【1 c m 20 s 16】 最判昭二四年七月一四日裁判集刑一二号五八五頁（大阪高判昭二四年二月二三日刑資五六号上卷三六八頁参照）

金銭を詐取しようとして往訪したところ、高齢女性のみが在宅していたため、同女を木槌で強打して殺害、たまたま居合わせた孫を犯行の発覚を恐れて木槌で強打して小便壺に投げ込み重傷を負わせ、金員を強取。病気の療養費に窮しての犯行。

【1 c m 20 s 17】 最判昭二四年七月一四日公刊物未登載（札幌高判昭二四年二月八日刑資五六号上卷七一二頁参照）

闇屋の高齢女性の頸部をストープ用デッキで圧迫して殺害、金品を強取。強盗について計画性。共犯、共犯者に強盗殺人を誘引されたものの、これに応じず、強盗の限度で実行に着手、現場で強盗殺人の意思を通じ、手拭を一緒に引っ張り、さらに絞殺を実行、共犯者は上告を取下げて死刑確定。幼少期に両親が死亡。

【1 c i m 20 s i 18】 最判昭二四年八月一八日刑集三卷九号一四七八頁（東京高判昭二三年八月一三日刑資五六号上卷一六四頁参照）

葉煙草の売買をすると偽って呼出した台湾出身者を七首で刺突し、殺害、金品を強取。殺害用の七首を研いで準備する等の計画性。共犯、主導的、共犯者を誘引。未成年の共犯者は無期懲役。贓物牙保罪で執行猶予の前科。

【1 c i m 20 s i 19】 最判昭二四年一〇月二七日裁判集刑一四号三二二頁（仙台高判昭二四年六月一四日刑資五六号上卷六九二頁参照）

雨宿り中に一宿一飯の世話になった折に同家にあつた唐鍬で同家の主人の頭部を強打して殺害、金品を強取。仮釈放中の犯行。窃盜の前科。生後間もなく実父と死別。

【1 c i m 20 s i 20】 最判昭二四年一二月三日裁判集刑一五号二二頁（札幌高判昭二四年二月一四日刑資五六号上卷七三二頁参照）
ゴム長靴の売却斡旋の依頼人を人気のない道で鉞で斬り付け、殺害、金品を強取。鉞を準備する計画性。共犯、共犯者を誘引するも、共同実行は拒絶され、鉞を借り受ける。

【1 c i m 20 s i 21】 最判昭二五年五月二〇日公刊物未登載（東京高判昭二四年一〇月一日刑資五六号上卷八八頁参照）
被告人二名。ガソリンを譲渡する対価として金員を受け取ったもののガソリンを入手する見込みがなく窮したためガソリンの引渡しを免れるとともに金員を強取しようと考え、丸鉄棒で頭部を強打、頸部を手拭様布片の両端を二人で引っ張って絞殺、金員を強取、死体遺棄。被害者をバラック小屋に呼び出す計画性。共犯。闇プロカーとその番頭格として闇取引、金銭詐取、賭博に従事。一名の被告人は他に六件の詐欺。同被告人には窃盜、詐欺の四件の前科。

【1 c i m 20 s i 22】 最判昭二五年九月五日刑集四卷九号一六〇四頁（大阪高判昭二三年一月三〇日刑資五六号上卷三一六頁

最高裁において昭和二〇年代中葉に確定した死刑判決一覧

参照)

歯科医宅に押し入り、共犯者らが同人を緊縛した後に金品を物色中、家人の急報で駆け付けた警察官と遭遇したため、所携の拳銃で射殺。共犯、拳銃で歯科医の反抗を抑圧し、監視。

【Icims 23】 最判昭二五年一〇月五日刑集四卷一〇号一八七五頁（東京高判昭二五年二月二〇日刑資五六号上卷二二六頁参照）

結核性脳膜炎を患う実兄のために密輸入のアメリカ製薬品の代金を入手しようと、銀行支店の留守番の高齢女性を所携の匕首等で刺殺、金品を強取。匕首を準備する等の計画性。共犯、主導的、共犯者を誘引。共犯者は無期懲役。窃盗の執行猶予の前科。

【Icims 24】 最判昭二六年二月二四日公刊物未登載（東京高判昭二三年四月二〇日刑資五六号上卷二六頁参照）
知人宅で知人の帰宅を待つ間に婚礼費用を得ようと、知人の妹を拳固で強打するなどして強姦、洋裁用巻尺及びモンペ上衣を用いて絞殺、腕時計等を強取。

(d) 性的目的

なし。

(e) 愛憎ほか

【Icims 1】 最判昭二四年八月一八日裁判集刑一三号二九九頁（名古屋高判昭二三年一月二四日刑資五六号上卷九〇四頁参照）

同棲中の女性とその子四名を虐待することを反復累行していたところ、同女からの言葉に憤激し、同女が身に付けていた日本手拭で絞殺。窃盗罪、殺人予備罪、傷害罪、殺人罪の前科。

(f) 拳銃奪取目的

なし。

(x) その他

【1x·m20s·1】 最判昭二四年二月二四日裁判集刑七号五七五頁（名古屋高判昭二三年五月一九日刑資五六号上卷八九四頁

参照）

強盗事件の被疑者として警察官から同行を求められたため、拳銃で警察官を射殺、公務の執行を妨害。仮出獄中の犯行。他に強盗。窃盗罪の前科。

【1x·m20s·2】 最判昭二四年一月三〇日裁判集刑一四号八四七頁（東京高判昭二三年一月二九日刑資五六号上卷八一六頁

参照）

衣類と交換した米を所持していたところ、警察官から不審訊問を受け、別件の公務執行妨害と傷害が発覚することを恐れて逃走を図ったものの警察官に追いつかれたため、所持の抜身の小刀で刺殺、公務の執行を妨害。ほかに、同じ小刀を利用した公務執行妨害と傷害。

【1x·m20s·3】 最判昭二四年二月二二日公刊物未登載（大阪高判昭二四年五月二四日刑資五六号上卷八五二頁参照）

強盗事件により勾留中に同房となった二名の共犯者と逃走を図り、看守の頭部顔面を所持の革帯で乱打して傷害を負わせる殺人未遂。共犯者が看守部長を角棒で強打して殺害。逃走のための方法や役割を共謀する計画性。共犯、二人目の共犯者を誘引、逃走方法も発意、共犯者は無期懲役。詐欺罪の前科。

(1) 拙稿「最高裁において永山事件第一次上告審判決以降に確定した死刑判決一覧（裁判集刑二九二号まで）」関西大学法学

最高裁において昭和二〇年代中葉に確定した死刑判決一覧

論集五九巻一号(二〇〇九)一〇九頁以下、同「最高裁において平成二〇年に確定した死刑判決一覧」関西大学法学論集五九巻六号(二〇〇九)一〇〇頁以下、同「最高裁において平成二一年に確定した死刑判決一覧」関西大学法学論集六〇巻六号(二〇一〇)五九頁以下、同「最高裁において平成二二年に確定した死刑判決一覧(付・裁判員裁判において平成二二年に言渡された死刑判決一覧)」関西大学法学論集六一巻六号(二〇一二)一八四頁以下、同「最高裁において平成二三年に確定した死刑判決一覧(付・裁判員裁判において平成二三年に言渡された死刑判決一覧)」関西大学法学論集六二巻六号(二〇一三)一頁以下、同「最高裁において平成二四年に確定した死刑判決一覧」関西大学法学論集六四巻一号(二〇一四)七五頁以下、同「最高裁において平成二五年に確定した死刑判決一覧」関西大学法学論集六四巻六号(二〇一五)二九頁以下。最高裁において永山事件第一次上告審判決以降平成二〇年(二〇〇八年)末までに確定した死刑判決をまとめたものとして、拙著『死刑選択基準の研究』(関西大学出版部、二〇一〇)二〇三頁以下。犯行当時少年の被告人に対する死刑判決の一覧として、拙稿「最高裁において第二次世界大戦終戦後に犯行当時少年の被告人に対して確定した死刑判決一覧」関西大学法学論集五九巻二号(二〇〇九)一四四頁以下。

* 判例資料の収集にあたって、関西大学図書館閲覧参考課レファレンスカウンターに大変お世話になりました。記して謝意を表します。